

## 府中市公共工事低入札価格調査制度取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市が競争入札により工事又は製造の請負契約（以下「工事等請負契約」という。）を締結しようとする場合において、府中市契約事務規則（昭和39年4月府中市規則第11号。以下「規則」という。）第27条に基づき、低入札価格調査制度を実施することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「低入札価格調査制度」とは、競争入札による工事等請負契約の締結に際し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定により予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合に、必要な調査を行い、当該調査に基づき落札者を決定する制度をいう。

(対象)

第3条 低入札価格調査制度の対象となる工事等請負契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の10の2第1項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定し、締結するもの
- (2) 前号に掲げるものを除くほか、予定価格が1億5,000万円以上で一般競争入札の方法により締結するもの
- (3) 第1号に掲げるものを除くほか、予定価格が5,000万円以上1億5,000万円未満で府中市指名業者審査委員会の審議を経て選定されたもの

(調査の実施)

第4条 市長は、前条の規定により低入札価格調査制度の対象となる工事等請負契約について、次条の規定により算出した価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者がある場合に調査を実施する。

(調査基準価格)

第5条 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を予定価格で除して得た割合（当該割合に小数点以下4位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に予定価格を乗じて得た額とする。ただし、当該額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは当該10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは当該10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

2 調査基準価格の算出の対象となる工事等請負契約が解体工事の契約である場合における前項の規定の適用については、同項の規定中「100分の97」とあるのは「100分の80」とする。

3 予定価格の算出の基礎となった額に有価物となる発生材の売却費が含まれる場合における第1項の規定の適用については、同項の規定中「合計額」を「合計額に有価物となる発生材の売却費を加えた額」とする。

4 市長は、特別な事情により前3項の規定による調査基準価格の算出が適当でないと認めるときは、予定価格に10分の9.2から10分の7.5までの範囲内において適正と認める割合を乗じて得た額を調査基準価格とすることができる。

（失格基準価格）

第6条 市長は、調査基準価格を下回る価格で、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる価格（以下「失格基準価格」という。）を定めることができる。この場合において、失格基準価格を下回る価格で入札が行われたときは、第4条に規定する調査を実施することなく、直ちに失格とする。

2 失格基準価格は、調査基準価格に100分の95を乗じて得た額とする。

（入札予定価格書への調査基準価格及び失格基準価格の記載）

第7条 調査基準価格及び失格基準価格を定めたときは、規則第17条

に規定する入札予定価格書に調査基準価格及び失格基準価格を記載するものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

付 則 (平成25年8月30日要綱第100号)

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月31日要綱第62号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年3月27日要綱第31号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (令和元年5月7日要綱第1号)

- 1 この要綱は、令和元年5月7日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の府中市公共工事低入札価格調査制度取扱要綱第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に入札の公告を行うものについて適用し、同日前に入札の公告を行うものについては、なお従前の例による。

付 則 (令和3年3月24日要綱第22号)

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

付 則 (令和3年9月28日要綱第76号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の第3条、第6条及び第7条の規定は、この要綱の施行の日以後に入札の公告を行うものについて適用し、同日前に入札の公告を行うものについては、なお従前の例による。

付 則 (令和4年4月6日要綱第56号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第5条の規定は、この要綱の施行の日以後に入札の公告を行うものについて適用し、同日前に入札の公告を行うものについては、なお従前の例による。